

## 業務委託基本契約書

0000 株式会社（以下「甲」といいます）と株式会社 NTQ ジャパン（以下「乙」といいます）とは、甲が乙に業務を委託することに関し、以下の通り基本契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

### 第1条 （目的）

本契約は、甲が、業務を乙に委託する際に共通に適用される基本的条件を定めるものとします。

### 第2条 （個別契約）

1. 甲が業務を乙に委託する場合、甲および乙は、対象となる業務（以下「本件業務」といいます）について諸条件（案件名、本件業務の内容、主任担当者、期間、本件業務の対価、支払条件等）を定めた個別契約（以下「個別契約」といいます）を両者間で別途締結するものとします。
2. 個別契約は、別紙を用いる事により成立するものとします。（別紙は、注文書または覚書等の個別契約書を指します。）
3. 個別契約に本契約と異なる定めがある場合は、その異なる部分については個別契約の定めるところによるものとします。

### 第3条 （主任担当者）

1. 甲および乙は、本件業務の遂行に際しそれぞれ主任担当者を定め、本件業務に関する相手方への要請、指示、依頼、確認等を行う場合は、必ずそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとします。
2. 甲および乙は、前項の主任担当者に変更がある場合には、ただちに相手方に対して、書面をもって通知するものとします。

### 第4条 （要員の交代）

甲は、乙の業務担当者が本件業務を遂行するにあたり不適格と判断する場合は、乙に対し当該業務担当者の変更を求めることができるものとします。

### 第5条 （納入・検査）

1. 乙は、個別契約の定めに応じて、成果物を納入期日までに納入するものとします。
2. 甲は、成果物の納入後、個別契約に定める検査期日までにその内容を確認し、検査を完了した旨の書面（以下「検収書」といいます）を交付するものとします。検査不合格の場合は、検収書に代えてその不合格の理由を記載した書面を交付するものとします。なお、検査期日までに成果物の検査が完了しないおそれのある場合は、その対応について両者別途協議するものとします。

### 第6条 （所有権・危険負担の移転）

成果物等の納入物の所有権および危険負担は、検査完了時をもって乙より甲に移転するものとします。

### 第7条 （支払方法）

1. 乙は、本件業務の完了後甲へすみやかに本件業務の対価を請求するものとします。
2. 甲は、乙からの請求に誤りがないことを確認し、検査合格月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに別途乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。
3. 下請代金支払遅延等防止法の適用を受ける取引に該当する場合には、当該法律の定めるところに従うものとします。

### 第8条 （本件業務内容等の変更）

1. 甲は、いつでも本件業務内容の変更の申入れを行うことができるものとします。

2. 前項に基づく申入れがあった場合、当該申入れがあった日から原則として 10 営業日以内に変更の内容およびその可否について協議を開始するものとします。
3. 前項に基づく協議の結果、変更を行うこととなった場合は、変更内容を書面で定めるものとします。

#### 第 9 条 （乙の一般義務）

1. 乙は、本件業務を甲のために善良な管理者の注意をもって実施し、甲の要請があるときは業務の遂行状況を甲に報告するものとします。
2. 乙は、本件業務を遂行するうえで甲の事業所に立入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとします。
3. 乙は、本件業務遂行のために甲から有償または無償で借受けた資料等（以下「借用物」といいます）を、善良な管理者の注意をもって保管・利用するものとします。
4. 乙は、本件業務に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとします。

#### 第 10 条 （再委託）

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならないものとします。
2. 前項に基づき再委託する場合、乙は当該再委託先に対して本契約に基づく義務を負わせるものとします。また、乙は、再委託先の本件業務の履行につき甲に対し全責任を負うものとします。

#### 第 11 条 （知的財産権等）

1. 本件業務遂行の過程で新たに生じた発明、考案等（以下あわせて「発明等」といいます）に関する特許権、実用新案権、意匠権および商標権ならびにこれらの権利を受ける権利ならびにアイデア、ノウハウおよびコンセプト等（ただし著作権は除き、以下「知的財産権等」といいます）は、甲に単独で帰属するものとします。
2. 前項の発明等が乙の従業員によってなされた場合、当該発明等にかかる知的財産権等は検収完了時をもってすべて甲に移転するものとします。
3. 乙が既に権利を有する知的財産権等を本件業務に利用した場合、乙は甲に対し必要な範囲で当該知的財産権等は無償で実施または利用することを許諾するものとします。
4. 前項により新たに生じた知的財産権等は甲および乙の共有とします。この場合、両者間で別段の定めがない限り当事者の権利は均等とします。
5. 前項の共有にかかる権利は、それぞれ相手方の同意を得ることなく、無償で自ら実施または利用することができるものとします。ただし、第三者に対して権利を許諾し、または権利に対する持分を譲渡等処分する場合、相手方の事前の書面による同意を得なければならないものとします。

#### 第 12 条 （著作権）

1. 本件業務遂行の過程において作成された著作物（開発ツール、資料等、中間成果物、最終成果物を含み以下「著作物等」といいます）の著作権（著作権法第 27 条および同法第 28 条所定の権利を含み以下「著作権」といいます）については、甲に単独で帰属するものとします。
2. 乙が既に権利を有している本件成果物における汎用ルーチン、モジュールの著作権は乙に留保されるものとします。
3. 本件成果物に関する著作権が原始的に甲に帰属しない場合、乙は甲に当該権利を無償で譲渡するものとします。

#### 第 13 条 （秘密保持義務）

1. 本契約において秘密情報とは、本契約に基づき、媒体および手段（専用回線による通信、フロッピーディスク、印刷物、光磁気ディスク等）の如何を問わず、本契約の一方当事者（以下「情報開示者」といいます）が他方の当事者（以下「情報受領者」といいます）に開示する技術情報、営業情報、個人情報、およびその他一切の情報（以下「秘密情報」といいます）と

いいます)をいいます。ただし以下の情報を除きます。

- (1) 開示の時点ですでに公知または公用である情報
  - (2) 開示以前から情報受領者が適法に所持していた情報
  - (3) 開示後、情報受領者の責に帰すべき事由によらず公知または公用となった情報
  - (4) 開示後、情報受領者が第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
  - (5) 情報開示者から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報
2. 情報受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の承諾なく目的外に利用、複写、持出し、外部からのリモートアクセスおよび第三者への開示を行わないものとします。ただし、法令または行政機関の要請に基づく開示の場合はこの限りでないものとします。
  3. 情報受領者は、情報開示者が要求した場合または秘密情報を所持する必要がなくなった場合、情報開示者の指示により秘密情報を返却または廃棄するとともに、その旨の証明書を情報開示者に交付するものとします。
  4. 本条に基づく情報受領者の秘密保持義務は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 14 条 (個人情報管理)

1. 甲および乙は、個人情報および機密であると指定された秘密情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令およびガイドライン等に基づき、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置をとるものとします。
2. 乙は、個人情報を取扱う本件業務の再委託を行う場合、甲の事前の書面による承諾を得るものとします。ただし、第 10 条の承諾を得た場合はこの限りでないものとします。
3. 甲は乙の個人情報の取扱いにつき、適宜報告を求め、必要があるときは監査を実施することができるものとします。
4. 前条および本条の規定に違反して、個人情報に関する事件が発生した場合、甲および乙はただちにその旨を相手方に報告するとともに、そこから生じた一切の損害を賠償するものとします。
5. 個人情報に関する秘密保持義務は本契約期間中はもとより、本契約の終了後においてもなお存続するものとします。

#### 第 15 条 (誓約書)

甲および乙は、第 13 条および第 14 条の目的を達するため、本件業務に従事する従業員に対し、本件業務の開始時に所定の誓約書の提出を義務付けるものとします。

#### 第 16 条 (瑕疵担保責任)

1. 成果物に瑕疵または不具合（以下「瑕疵等」といいます）が発見された場合、乙は甲の要請に基づき当該瑕疵等の修補または代替品の提供を行うものとします。
2. 前項の措置を講じた場合でもなお瑕疵等が解消されない場合、甲は当該瑕疵等の存する成果物にかかる個別契約を解除することができるものとします。
3. 前項の定めは、甲が被った損害の賠償を乙に請求することを妨げるものではありません。
4. 本条に基づき乙が瑕疵担保責任を負う期間は、個別契約にて別段の定めのない限り、成果物の検収書交付の日より 1 年間とします。

#### 第 17 条 (権利の保証)

乙は甲に対して、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害するものでないことを、乙の知りうる限り保証するものとします。成果物に関し甲が第三者から損害賠償等の請求を受けた場合には、当該侵害が甲の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、乙はそれから生ずる甲の損害を補償するものとします。

#### 第 18 条 (暴力団等の排除)

1. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方はなんらの通知、催告も要さず直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき、または、暴力団等であったとき、その他それに準じた合理的事

- 由が認められるとき。
- (2) 暴力団等への資金提供を行う等、密接な交際があるとき。
  - (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えたとき。
  - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴力的または威迫的行為、もしくは名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為等を行ったとき。
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき。
  - (6) 甲または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者、または甲または乙が本契約もしくは個別契約の履行のために契約する者が前各号のいずれかに該当するとき。
2. 前項各号の規定により本契約および個別契約の全部または一部を解除した場合、甲または乙に損害が生じても、相手方はこれを一切賠償しないものとします。

#### 第 19 条 （損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約または個別契約に関連して相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、その損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 乙の責に帰すべき事由により甲が第三者から請求を受けた場合、甲は自己の防禦のために必要な措置を講ずることができるものとし、当該防禦費用および損害賠償費用等は乙の負担とします。甲の責に帰すべき事由により、乙が第三者から請求を受けた場合も、同様の扱いとします。
3. 甲または乙が第三者から損害賠償等の請求を受けた場合、相手方は、責任の如何を問わず、それに対する防禦のため必要な協力を行なうものとします。

#### 第 20 条 （契約内容の変更）

本契約の各条項の内容は、甲乙の書面に基づく合意によってのみ変更することができるものとします。

#### 第 21 条 （契約の解除）

1. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方は何らの通知、催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 本契約または個別契約に違反したとき
  - (2) 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - (3) 支払停止または支払不能と認められるとき
  - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき
  - (5) 破産、会社更生または民事再生の申立てがあったとき
  - (6) 信用力の著しい低下、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
2. 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当し相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該事由が是正されない場合、ただちに本契約ないし個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 契約の本旨に従った本件業務の実施がなされないことが明らかな場合
  - (2) 成果物の完成が所定の納入日までになされる見込みが明らかでないとき
3. 甲または乙が前 2 項の事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方はその損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第 22 条 （契約終了時の措置）

1. 甲は、原因の如何を問わず本契約または個別契約が解除または解約された場合は、解除または解約された時点における状態のまま仕掛中の本件業務の成果物の引渡しを請求することができるものとします。ただしこの場合甲は、当該解除または解約の日までに乙が行った本件業務の進捗状況に応じて、両者協議の上定める合理的な対価を乙に対して支払うものとします。
2. 本契約または個別契約が終了した場合、契約終了原因にかかわらず乙はただちに甲から提

供を受けた物品（複製物を含む）および借用物を甲に返還するか、甲の指示する方法で完全に消去・廃棄しその旨の証明書を発行するものとします。

#### **第 23 条 （記録および監査）**

甲は、あらかじめ通知することで、乙立ち会いのもと本件業務の履行状況を監査することができるものとします。その場合、乙は甲に協力するものとします。

#### **第 24 条 （相殺）**

甲および乙は、相手方に対して債務を負っている場合、相手方に対して有する債権の弁済期到来後はいつでも当該債権と当該債務とを対当額において相殺できるものとします。

#### **第 25 条 （譲渡禁止）**

甲および乙は、本契約および個別契約に基づく権利義務の全部または一部を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡し、または担保設定できないものとします。

#### **第 26 条 （有効期間）**

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1ヵ年とします。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、いずれの当事者からも契約内容変更または契約終了の意思表示がなされない場合は、更に1ヵ年の間延長されるものとし、以後もまた同様とします。
2. 本契約が終了した時点で個別契約の有効期間がなお残存している場合、当該個別契約との関係においては本契約はいまだ有効なものとして、個別契約の内容を補充するものとします。

#### **第 27 条 （管轄裁判所）**

本契約に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 28 条 （誠実協議）**

本契約および個別契約に関する疑義、または定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

以上合意の証として本契約書 2 通を作成し、両者記名捺印のうえ、各々1 通を保有するものとします。

### 特 約 条 項

甲および乙は、本契約の一部適用除外および一部修正について次のとおり合意します。

本契約を Lab 契約型または SES 契約型に適用する場合は、それぞれ次のとおりとします。

1. 以下の条項を適用除外とします。  
第 5 条、第 6 条、第 16 条および 第 21 条第 2 項と第 3 項
2. 以下の条項の一部を、それぞれ次のとおり変更します。
  - (1) 第 7 条第 2 項  
(変更前)：「検査合格月」  
(変更後)：「請求のあった月」
  - (2) 第 17 条  
(変更前)：成果物に関し甲が第三者から損害賠償等の請求を受けた場合には、当該侵害が甲の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、乙はそれから生ずる甲の損害を補償するものとします。  
(変更後)：削除

契約締結日 20 年 月 日

甲 東京都 x x x x  
OOOO 株式会社  
代表取締役 x x x x x x x x (印)

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区宮田町二丁目 125 番地  
株式会社 NTQ ジャパン  
代表取締役 小川 義輝 (印)